

定額減税補足給付金（不足額給付金）支給確認書提出に関する留意事項

1 支給対象者

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）に不足が生じた方が対象です。

2 支給額

令和6年度の調整給付額（令和5年所得等を基にした令和6年分推計所得税額を用いて算定した額）と、確定した令和6年分所得税額等で算定した額（令和7年度所要額）との差額を支給します。

3 提出（申請）手続

確認書の提出（申請）は、（1）の郵送による提出、又は（2）の条件に該当する方はオンラインによる申請ができます。

（1）確認書の郵送による提出

裏面の「確認書の記入について」を確認の上、必要事項を記入し、確認書と本人確認書類等の添付書類を同封の返信用封筒にてご返送ください。

※必要な添付書類は、確認書を確認される方や振込口座により異なります。

詳しくは確認書裏面の【提出書類】をご確認ください。

（2）オンラインによる申請

確認書のオンライン申請用二次元コードをスマートフォンで読み取り申請してください。

オンライン申請は、**ご本人による次の手続きのみが可能です。**

・確認書に記載された口座への振込を希望する場合

・給付金の受給辞退を行う場合

（振込口座を変更する場合はオンライン申請できません。確認書の提出が必要です。）

確認書提出（申請）期限

提出（申請）期限は令和7年10月31日（金）（当日消印有効）です。
期限までに確認書の提出（申請）がない場合、受給の辞退とみなします。
早めの提出をお願いします。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

津市 定額減税補足給付金専用コールセンター



0120-772-668（フリーダイヤル）

受付期間 令和7年10月31日までの

8:30～17:15（土、日祝日除く）

津市政策財務部市民税課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎ 059-229-3315（令和7年10月31日まで）

☎ 059-229-3130

FAX 059-229-3331

受付期間 8:30～17:15（土、日祝日除く）



津市HPへ

確認書の記入について

確認書（表面）

1. 支給方法等

支給方法	口座振込						
支給日	確認書を受理した日からおおむね3週間後						
支給口座	<table><tr><td>〇〇銀行</td><td></td></tr><tr><td>〇〇支店</td><td></td></tr><tr><td>普通 ****〇〇〇〇</td><td>(口座名義)</td></tr></table>	〇〇銀行		〇〇支店		普通 ****〇〇〇〇	(口座名義)
〇〇銀行							
〇〇支店							
普通 ****〇〇〇〇	(口座名義)						

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、津市定額減税補給金専用コールセンターまでお問い合わせください。

2. 定額減税補給金(不足額給付金)の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年度分 所得税分の 控除不足額(①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円	円	円
注「控除不足額」は定額減税しきれない額を指します			
支給額	令和7年の 所要額(④)	調整給付金(当初給付分) 令和6年支給済額	定額減税補給金(不足額給付金) 今回の支給額
	万円	万円	万円

※ 各数値について相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等の写し(コピー)などを添えて返送期限までに提出ください。

※ 上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、下記氏名欄の下部余白に「受給しません」と記入してください。

【誓約・確認事項】

給付金の受給を希望される方は必ず確認の上、チェック(☑)してください。
意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 次の2つの項目には該当しません。

- ・給付額に影響がある未申告の収入(申告義務が無いものを除く)があります。
- ・令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯」への給付(注)を受給した後に、令和6年度個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)があります。

(注)当該給付金を受給された方は不足額給付の支給対象とならない場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
----	-----	----------	---------

裏面も必ずご確認ください

確認書（裏面）

3. 給付金の振込口座の変更等

表面上部の口座欄が空欄の場合や、別の口座への振込を希望する場合は、以下いずれか1つのチェック欄(□)に✓を入れてください。

☐ ①マイナンバー等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

☐ ②下記の口座への振込を希望します。長期開入出金のない口座を記入しないでください。(通帳等の写しを添付する必要があります)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行口座 2. 金融機関 3. 郵便局口座 4. 口座	1. 支店名 2. 支店名 3. 支店名 4. 支店名	1. 普通 2. 当座	※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※ゆうちょ銀行の場合は 通帳に記入してください)	通帳番号 (※右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) (※通帳の表記に合わせてください)	
ゆうちょ銀行を振込希望の場合は、ゆうちょ銀行の口座 またはゆうちょ銀行に開設された口座(※ 等)をご記入ください。	1 0			

【代理人が確認・受給を行う場合】

下記の欄に漏れなく記入し、必ず下部の必要書類を添付してください。

代理人 (フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
		男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の事を代理人と認め、 不足額給付金		を委任します。 1〜3のいずれかに○ 法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		署名または記名・押印

※代理申請ができる方の範囲と必要書類

- 申請者と同一生計の方：津市以外にお住いの場合は、世帯全員の住民票(統括入)を添付してください。
- 別世帯の親族の方：申請者と代理人の関係を示す戸籍謄本等を添付してください。
- 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)：登記事項証明書等の写し(親権者の場合は戸籍謄本)等を添付してください。

代理人が確認・受給する場合、代理申請ができる方の範囲と必要書類をご確認いただき、支給対象者と代理人の関係を証明する書類の写しを添付してください。

過去に給付金を入金した口座または公金受取口座(令和7年6月末時点)を印字しています。
※ 個人情報保護の観点から、口座番号は下3桁のみ表示しています。

※ 口座情報が空欄の方は、裏面3. 給付金の振込口座の変更等で振込を希望する口座を選択してください。

所得税は令和7年6月2日時点の令和7年度個人住民税賦課情報から、住民税は令和7年6月2日時点の令和6年度個人住民税賦課情報から算出しています。

必ず確認の上、チェックしてください。

※チェックが出来ない場合は、専用コールセンターまでご連絡ください。

氏名、確認日、連絡先電話番号を必ず記入してください。

※記入がない場合、給付金の支給ができません。

給付金の受け取りを辞退する場合のみ、下部余白に「受給しません」と記入してください。

表面の口座情報が空欄の場合や、印字された口座が公金受取口座と異なる場合に、**公金受取口座への振込を希望される方のみ** □①に✓を記入してください。
※公的年金受取口座ではありません。

表面に記載された口座や公金受取口座を希望しない場合は、□②に✓を記入し、希望口座を記入してください。
※振込先として指定した口座の通帳またはキャッシュカードなどの写し(金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義(カタカナ)がはっきりとわかるもの)と支給対象者本人の公的身分証明書の写しが必要です。

代理人が確認・受給する場合のみ記入してください。

支給対象者本人と代理人の本人確認書類の添付が必要です。ただし、確認書表面の口座に振り込む場合は、代理人の本人確認書類のみで可。

本人氏名欄は自署の場合押印不要ですが、代筆・記名の場合は押印が必要です。